

議案
第4号 ▶ 可決

行政手続条例の 一部改正

行政手続法が改正され、書面掲示規制の見直しをするため改正するものです。

問 インターネット上の閲覧期間は2週間か。また、実際の運用はどのようになるか。

答 そのとおりである。運用は、インターネットを利用する方法を基本とするとともに、従前のとおり書面を掲示場に掲示する。

議案
第5号 ▶ 可決

介護保険条例の 一部改正

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の第1号被保険者の保険料の算定のみに関し、所要の改正を行うものです。

問 介護保険料の算定上、給与所得については、令和7年度と令和8年度では変わらないとの認識でよいか。

答 そのとおりである。

問 改正の対象者は、何人になる見込みか。

答 令和7年の所得状況が確認できるのは令和8年6月以降のため、見込むことは難しい。

議案
第6号 ▶ 可決

国民健康保険税条例 の一部改正

税率の見直し及び子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、改正するものです。

問 子ども・子育て支援納付金制度の導入に伴う国民健康保険税の増額はどれくらいか。

また、子ども・子育て支援納付金にも減額措置があるとのことだが、対象者はどれくらいか。

答 子ども・子育て支援納付金制度の導入による国民健康保険税の増額は、2985万1379円を見込んでいる。これは、埼玉県からの令和8年度事業費納付金の標準保険税率として示されたものである。

また、減額措置は、一定所得以下の国保世帯の被保険者に設けられており、令和7年度では3,900人の被保険者が対象となっている。



議案
第7号 ▶ 可決

都市計画下水道事業受益者 負担に関する条例の一部改正

白岡工業団地内の公共下水道化に伴い、負担区を新たに定めるため、改正するものです。

問 単位負担金額を1㎡当たり650円とする算定根拠は。

答 末端管渠整備費を算出し、そこから国庫補助金を控除した金額を対象事業費とし、全体面積で割った金額に負担金額調整割合5分の2を乗じて算定している。これまでの負担区では580円から720円の範囲で負担金額を設定している。

人事議案

議案
第24号 ▶ 同意

副市長の選任

椎木隆夫副市長の任期が令和8年3月31日で満了となるため、同氏を再任するものです。

反対討論

・令和5年12月議会の大山小学校閉校に関連する審議において、令和7年4月に看護学校の開校希望があることを市は事前に把握していたかとの質疑に対し、問合せを受けたが、それ以上は関知していない旨を答弁した。しかし、令和5年3月に詳細資料を持参した学校関係者とともに副市長自ら県学事課を訪問した証拠があり、その事実から信任できない。

・副市長の再任については、市民の信頼に応えた4年間であったかの検証が不可欠である。大山小学校閉校に見られるように、政策の進め方において市民への説明や理解が十分であったとは言えず、市民との距離が生じたと感じる。信頼に基づく市政運営の観点から、本議案には反対する。

・副市長自らが、本会議において「記憶にございません」と答弁することは、職員エンゲージメントを下げることになる。よって本案に不同意である。

賛成討論

・4年前も申し上げたように、白岡の体質、内弁慶、他流試合をしない、農村、これらには外の血を入れなければいけない。民間経験のある椎木氏は適任であり、組織も職員もカイゼンされてきた。現在、市はさらなる都市化という波に対応しなければならない。今こそ椎木氏は最も求められる人材である。ぜひ再任すべきである。